

郵便番号	年	月	日	索引番号

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式の譲渡損失繰越用)

提出用

住所 (又は 事務所 事務所 等)	フリガナ  氏名
-------------------------------	----------------

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

この付表は、翌年以後の各年分において租税特別措置法第37条の13第4項(特定投資株式の譲渡損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受けるために、3年前の年分以後の特定投資株式の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方が使用するものです。

○ 本年分において、分離課税の株式等の譲渡に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成を済ませてください。また、特定投資株式の譲渡に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある方は、併せて、「株式の異動明細書」の作成を済ませてください。

① 本年分の特定譲渡損失の金額の計算

	事業所得	譲渡所得	雑所得
特定投資株式の譲渡による損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の四圍の①の赤字の金額)	円	円	円
特定投資株式の譲渡損失による損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の四圍の②の金額)			
特定投資株式を譲渡したことにより生じた損失の金額 (① + ②)			
株式等に係る事業、譲渡又は雑所得の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の四圍の③の金額)	④	⑤	⑥
特定譲渡損失の金額 (③の金額と④の赤字の金額のうち、いずれか少ない方の金額。ただし、④の金額が黒字のときは0。)	⑦	⑧	⑨

所得の区分ごとに作成した「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の四圍の①の金額が赤字の場合にのみその金額を△印を付けないで書いてください。

所得の区分ごとに作成した「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の四圍の②の金額を書いてください。  
なお、四圍の②の金額が赤字のときは、そのまま△印を付けて書いてください。

④欄の金額が赤字の場合に、その金額と⑤欄の金額のいずれか少ない方の金額を△印を付けないで書いてください。(例 ④欄が△500で、⑤欄が300のとき → 500>300 →300)  
ただし、④欄の金額が黒字のときは、0と書いてください。

● 特定投資株式を譲渡したことにより生じた損失の金額がある場合であっても、上の④欄の④、⑤、⑥の金額の合計額が黒字又は0の場合には、翌年以後に繰り越される本年分の特定投資株式の譲渡損失の金額はないこととなりますので、⑤欄から⑨欄までは書かなくてください。

② 翌年以後に繰り越される特定投資株式の譲渡損失の金額の計算

本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額 (上の④欄の④、⑤、⑥の金額の合計額(△印を付けないで書いてください。))	⑩	円	
本年分の特定譲渡損失の金額の合計額 (上の④欄の④、⑤、⑥の金額の合計額)	⑪		
本年分の特定投資株式の譲渡損失の金額 (⑩欄の金額と⑪欄の金額のいずれか少ない方の金額)	⑫		
年分	⑬ 前年から繰り越された特定投資株式の譲渡損失の金額	⑭ 本年分での差し引き金額	本年分で差し引くことのできなかつた金額 (⑬-⑭)
本年の3年前分	円	円	
本年の2年前分			円
本年の前年分			円
			円 (⑬+⑭)
			円
翌年以後に繰り越される特定投資株式の譲渡損失の金額 (⑬ + ⑭)	⑮		

上の④欄の④、⑤、⑥の金額の合計額が赤字の場合のみ書いてください。

前年から繰り越された特定投資株式の譲渡損失の金額がある場合のみ書いてください。

申告書第三表(分離課税用)の「翌年以後に繰り越される特定投資株式の譲渡損失の金額」の⑮(申告書第四表(損失申告用)は「8翌年以後に繰り越される特定投資株式の譲渡損失の金額」の⑮)に記載してください。

(省略)